

「保険調剤Q&A 平成30年版 調剤報酬点数のポイント」訂正のお知らせ

ご購入いただきました『保険調剤Q&A 平成30年版 調剤報酬点数のポイント』(2018年6月発行 第1刷, 第2刷, 第3刷)におきまして, 以下の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

2019年5月24日

正誤表

頁		誤	正
168頁	A内 2行目	(650点, 320点, 250点 のいずれか)を算定します。	(650点, 320点, 290点 のいずれか)を算定します。

『保険調剤Q&A 平成30年版 調剤報酬点数のポイント』正誤表

ご購入いただきました「保険調剤Q&A 平成30年版 調剤報酬点数のポイント」（2018年6月発刊 第1刷）におきまして、以下の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに、深くお詫び申し上げます。

2018年7月30日

該当頁	訂正箇所	誤	正
19 頁	5～6 行目 (Q15)	<u>基準調剤加算</u> の	地域支援体制加算の
235 頁	表 左側中段 (Q218)	…特定入院基本料を…	…特定入院基本料 <u>等</u> を…
235 頁	3～4 行目 (Q218)	「特定入院基本料」を	「特定入院基本料」 <u>等</u> を
268 頁	Q13 の A	<u>地域支援体制加算は算定できない。薬剤服用歴管理指導料については、注1のただし書きに該当する保険薬局として取り扱うので53点を算定する。</u>	算定できる（ただし、調剤基本料1以外は実績要件あり）。薬剤服用歴管理指導料については、調剤基本料1は41点または53点、それ以外は53点を算定する。

株式会社じほう